

滋賀県環境影響評価審査会概要

1. 日時 平成20年10月20日(月) 9:45 ~ 11:45
 2. 場所 滋賀県大津合同庁舎 7階 7-C会議室(大津市松本一丁目2-1)
 3. 議題 大津湖西台土地地区画整理事業に係る環境影響評価実施計画書について
 4. 出席委員 宗宮会長、諏訪副会長、山田委員、藤本委員、高柳委員、浅見委員、松井委員、樋口委員、定森委員、老委員
 5. 議事 当該事業の実実施計画書に対する質疑応答の後、審査会意見(案)について質疑を実施。
-

議事概要

- 3 . (実施計画書に対する)質疑応答 - - - - -

- 【委員】 実施計画書116頁の表に土壤環境、地盤の項目がある。旧評価書公告の時点(H6. 7)から時間が経過しており、地震対策に関しては、阪神大震災等(で得られた)地盤に関する新たな知見・対応が求められる。特に(事業予定区域付近にある)琵琶湖西岸断層は対応を迫られる活断層として認識されている。地震に対し、宅造地、特に盛土部分の安全性など、想定される振動に対する影響について、検討しているか。
- 【事業者】 地震に関する対策、安全性については、今回必要な基準等が変わったことについて、どう変わっているかも含めて環境アセスメントの中で明らかにしたい。
- 【委員】 第1回審査会(H20. 8. 18)時に、事業予定区域が堅田丘陵にあり、滋賀県が生態系にとって重要な場所と評価しており、この点を考慮して調査・検討してくださいと申し上げた。これに関して、事業計画に関する修正等はないのか。
- 【事業者】 堅田丘陵の範囲を県自然環境保全課に確認したところ、概ね北は途中峠まで、南は雄琴辺り、西は県境、東は湖西道路という範囲であった。両性類・爬虫類については、これまでの調査結果をそのまま使えると考えている。ため池の水生昆虫群集については、事業予定区域内にため池等が殆ど見られないこと、また、トンボ類、滋賀県のレッドデータブックに挙げられている種については、これまで確認されていないことをまとめたい。
- 【委員】 交通量については、計画道路は検討対象でないのか。
- 【事業者】 事業予定区域の中を通る計画道路についても、(交通量の)検討対象となる。工事中は、計画道路自体が完成していない前提で検討するが、供用後は、計画道路ができた前提で予測する予定。旧評価書と同じ。
- 【委員】 騒音を評価するための判断基準もしくは根拠として、どういったものを想定しているのか。
- 【事業者】 評価の判断基準は、基本的に環境基準を考えている。都市計画図〔実施計画書55頁〕において事業予定区域の一部、工業地域となっているところは、(住宅地に変更になったが)まだそのまま工業地域の環境基準が適用されている。今回の事業計画では、住宅に対応した環境基準での適用を考えている。また、幹線道路沿いは環境基準が緩和されるので、単純に環境基準との比較だけではなく、住宅に対する影響という観点から柔軟に対応したい。
- 【委員】 景観について、実施計画書136頁では、7地点(写真を)撮るとしているが、(旧評価書ではあった)びわ湖タワーを除くとしている。びわ湖タワー方向(東側)の景観を見る場所が新たに設定されていない点は問題あると思う。現地確認して、東側の湖西道路から事業予定区域は見えないと思うが、東側の地点を設定していただきたいと思う。
- 【事業者】 実施計画書137頁のポイント5が、湖西道路からの景観となる。道路際に竹等が生え

ており事業予定区域は見えないが、湖西道路から事業予定区域付近を通過する時、一瞬だけ見えると思う。また、旧評価書において、びわ湖タワー方向の視点は観覧車の一番上から、即ち高低差がある中で事業予定区域が見えるかどうかを検討するため用いた。準備書の段階において可視領域図を作成し、東側から事業予定区域が見えるかどうかを含め検討し、対応したい。

【委員】旧評価書140頁の沢水および湧水の現地調査結果〔表4-4-8〕であるが、湧水No. 2については、「廃棄物処理場の浸出水の出口付近であることより勘案すると、浸出水中の鉄分の影響があらわれている」と記述してあるが、この表4-4-8を見ると、(沢水の) No. 2の電気伝導度が高い。他の地点よりも高い。これは、(廃棄物処分場の) 浸出水の影響が高く、塩化物イオン等が出て来ていると考えられる。これは現在はまだもっと低下してきているのではないか？

【事業者】既存の廃棄物処分場（のデータ）と変わらないのでは？とのお話だが、大津市がこの浸出水について測定データを持っていると聞いている。その水質分析の内容を見て、判断したいと考えている。それから、第1回審査会において、地下水位の変化についてご意見あったので、湧水の量については測定したい。

【委員】水象について、第1回審査会時に、開発に伴い丘陵地の森林が大きく消失するので、調整池の保水機能、貯留機能について十分評価するようお願いした。調整池の貯水機能につきましては滋賀県が発行している「開発に伴う雨水排水計画基準案」で評価可能と判った。その計画基準案の中には、環境への配慮として、できる限り生物の生息生育空間の保全・形成や、良好な水辺景観の創造、に配慮することとされており、関係機関と協議の上、評価をお願いしたい。

【事業者】そのように検討したい。

【委員】旧評価書を見ると、鳥類は出現確認数がかかなり違うように思われる。これについてはなぜ違いがあるのか、調査実施者の見解は？

【事業者】まだ今回の（自主的に行ってきた）調査結果について、総合的に取りまとめていないため、準備書の段階で明らかにしたいと考えている。

感覚的に言えば、事業予定区域の中に限れば、鳥類の生息数は非常に少ないと感じている。これは、この林縁部等にクズ等が侵食して、鳥類が林の中に入り込みにくいと感じている。環境要素のうち、生物に係る項目は旧評価書時からの変化について検討したいので、その方策をしっかりと準備書の段階で記載したい。

【委員】単独の事業で見ればあまり影響がない場合でも、ここ堅田丘陵では、他にも大きな土地区画整理事業が行われており、それこそ丘陵自体の形が変わってきており、相互に影響しているかどうかについても評価が難しい。本事業によってどのくらい影響があるか、推定がかかなり難しいのかもしれない。できるだけ（旧評価書との）変化についてしっかり把握していただき、相違を踏まえた上で、今回の本事業を実施すればどうなるかと言うことを予測評価していただければと思う。他に意見ございませんか。

それでは実施計画書の内容を、意見を踏まえて実施していただくと言うことで。審査会としての意見については後に審議しますが、（質疑応答はこれで終わりたいと思います。）

- 4.審査会意見（案）についての審議 - - - - -

【事務局】（資料の「大津湖西台土地区画整理事業環境影響評価(再実施)実施計画書に対する審査会意見（案）」について説明）

【委員】文化財について、実施計画書27頁図4. 1. 9にある遺跡のうち事業予定区域に102番〔惣山・京ヶ山遺跡〕が掛かっているため、大津市教育委員会と密接に連絡を取ってほしい。また、

昨今文化財の積極的活用も提起されており、同図101番の中谷遺跡の調査については、単に出土遺物等を指導だけでなく、一般の方への見学、あるいは文化財の意義を周知するという、文化財の活用の面も今、言われてきている。例えば、ここに中谷遺跡があったことを、表示することも文化財の活用の一つと思う。掲示板等を中谷遺跡に近い公園に設置するといった配慮も考えてほしい。

【事務局】中谷遺跡については既知の遺跡であり、(その掲示について)この審査会意見(案)の中にどのように反映するか検討したい。

なお、実施計画書は調査計画について検討することになるので、掲示板等の設置については準備書の予測評価に対する対策の中で記載していくこととし、どこまでこの実施計画の段階での知事意見として盛り込むか課題がある。準備書に、そういった配慮が記載されていない場合には、準備書の段階での審査会意見に当然反映する必要がある。

【委員】(文化財に対する掲示板等の設置と言った)配慮が実施計画書に記載されてなくても、準備書の段階では確実に記載されている必要がある。そのことを担保しないといけないのでは？(事務局が)周知徹底し、準備書に記載忘れることが無いように。こういう意見があったわけですから。

【事務局】今日の議事録は、県のホームページ等で公開する。また、事業者が傍聴しているので当然準備書の中で配慮いただけるものと思っている。

【委員】提案ですが、地域の景観資源の活用の観点から、このような遺跡について掲示板等の設置だけでなく、例えば公園のイメージに応用していくとか、景観資源として新しく造る景観に活用するなどの展開あればと思う。

【委員】まず審査会意見(案)の8番、動物についての意見ですが、もう一方の大津市長意見、2頁目、2. 個別事項の(1)動物の④に「アユその他の魚類についても」、と具体的に記述してある。この審査会意見(案)の記述と、大津市長意見の記述を考えたときに、審査会意見(案)の方は非常にあいまいで具体性を欠いていると思う。また、審査会意見(案)には反映したとのことであるが、我々は本日御欠席の委員の意見を知らないし、住民意見8件の内容についても具体的には知らない。この(8番の意見についてみれば)アユ等という言葉が入るか入らないかで、明らかに審査会意見として大きく異なることになる。どういう判断で審査会意見(案)をまとめているのかきちんと説明していただきたい。

また、この審査会意見と大津市長意見の位置づけはどのようなのか。並列して同じような効力持つものなのか。

【事務局】今回いただいたすべての意見をそのまま審査会意見(案)に盛り込むと、多くの記述が必要になってくるので、事務局で全般的な意見としてまとめた。しかしながら、大津市長意見および住民意見については、それぞれ準備書の段階で、事業者がそれに対する見解をまとめる必要がある、その段階でそれぞれの意見について一定の回答がなされると思う。大津市長意見も、住民意見を十分反映した上で作成したと聞いているので、もし大津市長意見の中になど重要な意見があれば、ご指摘いただければ、審査会意見(案)に反映する形で修正、検討したい。また、滋賀県環境影響評価条例の第9条第1項で、知事意見を書面により述べることとなっているが、同条例第9条第3項に、知事意見は該当市町長意見および住民意見を十分勘案したうえで述べることとなっている。また、知事意見について、審査会意見(案)を十分反映した形で知事意見を作成するので、最終的には知事意見の段階で、大津市長および住民の意見を反映できるような形になるかと思う。

【委員】例えばこの審査会意見(案)の備考欄に「大津市長意見を含む」とあることから、我々委員が大津市長意見を見ながら審査会意見としてまとめることにもなる。また、前の条例条文の

趣旨から、やはり我々委員が住民意見を直接読んで、これはやっぱり審査会意見(案)に盛り込むべきか否かは委員が判断すべきであり、この審査会の場に住民意見の写しが直接提示されないというのは、大きな問題があるように思う。それから御欠席の委員が審査会意見(案)にあるようなあいまいなことを述べているとは思えない。例えば水生生物の調査は、実施計画書を見る限りでは、旧評価書においても今回に関して全く調査されていない。

【事務局】住民意見、御欠席の委員の御意見についても、コピーして配付する。

【委員】いずれにしても、そのような資料があれば提出していただきたい。

(住民意見の写し、欠席委員の意見の写しを出席委員に配付)

【委員】例えばアユにしても、ほかの種類についても調査を追加する必要があると思うが、1月に準備書が出たあとにまた調査をされるということになるのか。

【事務局】当然、御意見いただいた場合は、これは調査計画に対しての意見となるので、意見に対応し準備書の作成までに必要な調査は事業者の方でやっていただくことになる。調査不足の部分は追加し、準備書を作成する形で、書類上は運営していかなければならない。

【委員】基本的には準備書作成に当たっての意見ということであり、必要な調査はそれまでに終了するということか。準備書の送付時に、なお足らない調査についてはどうするのか。

【事務局】そのような状況もあると考えている。準備書作成後、対応できるものは工事中ならびに供用後の事後調査で対応するという部分も、あり得ると考えている。

準備書作成までに、これだけの調査をしていないと準備書として不適切というものについてはご意見いただきたい。

【委員】審査会意見(案)の3番、大気質、騒音の意見について、大津市長意見では具体的な記述であるが、審査会意見(案)では、あいまいになっている。具体的に申し上げると評価対象について、大津市意見では、「団地内に住む人」と明確に記述してあるが、審査会意見では「この影響」という表現になっている。また、発生源について、大津市長意見は「供用後における団地内外からの騒音影響」と記述してあるが、審査会意見(案)では抜けているので、内容に相違がある。

なお、日本の環境基準では、夜間騒音の基準で(最も大きなもので)65dBというものがあるが、WHO環境騒音ガイドラインでは45dBである。ガイドラインは目標値という扱いではあるが、ヨーロッパでは夜間騒音の新たなガイドラインを作成中であり、最終報告書の段階であるが、(最低のもので)30dBである。3段階の目標設定で、第1目標は55dB、これを超過すると健康影響〔虚血性心疾患〕が高頻度で発生する。第2目標は40dB、これを超過すると健康影響が急激に上昇するという数値である。30dB以下であれば生理学的な影響がないというもの。日本の環境基準とは格差があるものとなっているが、これがヨーロッパでは常識になりつつあることを念頭に、予測評価の方法について検討し、準備書を作成いただければと思う。

【事務局】審査会意見(案)の3番、大気質、騒音の意見については、大津市長意見を十分反映していないと思われるので、必要な修正をしたい。また、すべての意見について修正したものについては、もう一度委員の先生方に確認していただきたい。

【委員】大津市長意見はオープンになっているのか。

【事務局】本審査会の資料であり、また審査会はオープンであるため、現時点ではオープンになっています。

【委員】(審査会意見(案)に)種の名称(アユ、オオタカ等)が記載されていなくても、少なくともこれらの種も踏まえて(事業者が)検討することにつながるのか。後々、影響するので、それぞれの種について確実に検討するよう別添資料に指示があれば、何ら問題ないと思うので、その点整理が必要。

【事務局】 了解しました。

【委員】 審査会意見(案)の3番について、実施計画書の土地利用計画図の中にバス等の公共交通機関を利用する観点から、例えばバス停等を設置すると言ったイメージが全然盛り込まれていないので配慮をお願いしたいと意見したところ、事業者から当然地元のバス会社とも今後協議していく予定である、という回答をいただいた。

この点も反映し、この3番の意見(大気質、騒音)の最後、現在整備中の道路の状況の変化を考慮して予測評価する、の部分に、必要な公共交通機関等の利用の誘導等の措置を講じた上で予測評価すること、と加えていただければと思う。また、12番の意見(温室効果ガス)中の、供用後の環境保全措置としても一番有効な手段だと思うので、この点盛り込んでいただければいいかと考えている。

【事務局】 ご意見を踏まえ、3番、12番の意見について、公共交通機関のことに言及した形に修正させていただきたい。

【委員】 審査会意見(案)の5番、地下水の調査について、実施計画書116頁の地下水の項目に「水質」がないので、調査項目に入れていただきたい。沢水(No. 2)に(不燃物処分場跡地付近の)浸出水の影響の可能性が考えられる。

【事務局】 大津堅田不燃物処分場跡地についての意見は(審査会意見(案)で)1番にまとめており、これでは判りにくいということであれば、この1番を修正することではどうか。沢水が(不燃物処分場跡地付近の)浸出水の影響を受けておれば、その部分の地下水も不燃物処分場跡地の影響が出ないかどうかというところがある。1番の意見は大津堅田不燃物処分場跡地だけを念頭に置いているが、環境要素としては地下水と土壌と地盤と廃棄物の観点からという形になっている。判りにくい表現があれば修正させていただきたい。

【委員】 (浸出水の)下流までの影響について言及しているのであればよい。

【委員】 植物、生態系に関して、審査会意見(案)の中の「里山」という語句ですが、里山とは、森林だけなのか、あるいは棚田の部分まで含むのか、定義があいまいと思う。(審査会意見(案)の意見10の)文章では、里山という語句は棚田の部分を含まず、周辺の雑木林〔アベマキ＝コナラ林〕の辺りを対象に記述されている。滋賀県レッドデータブック2005年版には「堅田丘陵の両性類・爬虫類群集」、あるいは「堅田丘陵のため池の水生昆虫群集」が特定して掲載されているので、(事業予定区域内の)放棄水田について、この視点から記述してほしい。記述の視点自体は、意見10において里山から自然山林に変化したことについて記述していることほぼ同等で良い。

また、審査会意見(案)2番に対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域として「真野川の下流域も調査地域として加える」とある。先ほどの意見と同じ視点で、この地域の水田等に由来する生物群集が非常に特徴的であって、事業予定区域内に元々水田であった放棄水田がある点を考慮すると、調査区域としては堅田丘陵全体を視野に入れて評価し、元々水田であった点を評価の際に十分に考慮してほしい。

例えば、実施計画書121頁の動物の調査時期を見ると、両性類・爬虫類は、夏期の7月に調査するとしている。両性類・爬虫類を一番見つけやすいのは卵塊の状態の時で、早春。カスミサンショウウオでは3月ぐらいになる。7月ごろに見つけるのは大変難しい。過去の調査資料、旧評価書等を参考に、(事業予定区域は)元々どうであったか評価してほしい。

また、事業予定区域内にはため池がなく、レッドデータブックにある「堅田丘陵のため池の水生昆虫群集」とあまり関係ないとのことだが、丘陵地全体ひとかたまりがなくなることを考慮すると、より良い住宅地を供給するなど少し高い次元で、例えば調整池を、ため池の水生生物が生息できるよう整備する等の趣旨で開発していただければと思う。

【事務局】両生類・爬虫類等の生物の調査時期については意見としたい。先生の御意見の前半部分、堅田丘陵のことも踏まえ、里山だけでなく、周辺の棚田や静水などを含めた一帯の自然環境保全の観点から、調査なり、予測評価なりするという形でよいか。

【委員】（堅田丘陵全体を）調査実施するとなると大変であるが、その全体の区域に対して（事業予定区域は）一体どうなのかという位置づけが、実施計画書では判らないので、判るようにしていただきたい。

【事務局】堅田丘陵の範囲について、自然環境保全課にも確認したが、かなり広い範囲を言うようです。その範囲を踏まえた上で、本事業によって事業予定区域内だけではなく周辺の棚田、水田、里山区域という部分にも影響が出ると思うので、この堅田丘陵という地域を一定認識したうえで事業予定区域およびその周辺地域で植物、動物、および水生生物の調査を適切に実施していただきたいという意味でよろしいか。

【委員】堅田丘陵全体で調査をなさいと言う意味ではない。しかし、その面積に対し事業予定区域が占める割合、および丘陵として残る部分割合を示していけば、予測評価が妥当か否かある程度検討することが可能と思う。

【事務局】堅田丘陵に対する事業予定区域の占める割合や位置づけについて、準備書において、事業者とも協議の上で、可能な限り記述してもらうようにしたい。

また、御意見を踏まえた形で審査会意見として整理し、また先生の御意見いただきたい。

【委員】審査会意見(案)10番の植物、生態系の意見の最初の6行の記述が少し判りにくい。土地取得前後の状況の変化だけでよいのか。（事業予定区域を含む堅田丘陵が）元々どのような場所であり、（その後の）時系列的な変化を記述することを期待しているのか。

【事務局】前半部分はそのとおり。土地取得前の状況、既存資料等で、この地域がどのように変遷したか時系列に判るような形で可能な限りまとめてください、という意見である。ただ既存資料の有無は、現時点で不明であり、とりまとめには困難な点はあると思う。また、堅田丘陵全体に対する事業予定区域の位置づけや、丘陵全体がどのように変化するかというニュアンスは、審査会意見(案)の中には含まれていない。今いただいた御意見のニュアンスも加えた形で(案)を修正したい。

【委員】今の堅田丘陵の話は、絶対入れていただかないといけない。

審査会意見(案)のまとめ方として、固別の種の名称の記述方法が非常にアンバランスである。例えば（大津市長意見にある）アユとかオオタカなどは記述されておらず、逆にネズミ類、モグラ類は記述されている。これは（記述方法に注意を促す意見であり）、今の環境影響評価において普通種やその仲間であるからという理由で、ネズミsp.、モグラsp. という記述では通用しないということ、以前普通種であったものが希少種になっている事例がたくさんある、と言ったことを記述してほしいとの趣旨である。

逆に（欠席の委員の意見、大津市長意見および住民意見の中に）アユ、オオタカと言った個別の種の名称、それから堅田丘陵や真野川そのものに関する意見が多数記述されている。真野川の生態系や、本事業の実施による真野川の水象への影響、また近隣の他の工事で評価書で予測した以上の濁水等の影響がある等、真野川についてこれだけ意見があるのに、この（審査会意見(案)）の中には「真野川の下流域」程度の記述で、真野川そのものが記述されておらず、非常にアンバランスにまとめられている。（真野川に関する意見は重要なので）もう少し力を入れて評価していただきたい。

また、この地域に残っている自然としては非常に重要なものがある可能性があるもので、準備書等に自然の変化を記載をしていただかないといけない。本案件は平成6年に評価書が公告され、調査されているので、その間の変化について実証が可能である。生態系や自然がどのように変

化したかを検証できる。前回調査し、旧評価書にとりまとめているから今回やらなくてもよいということではなく、前回調査してあるからこそ再度調査して、この地域の自然が変化している点について評価することが重要であるし、県として非常に重要なことではないか。

【委員】この審査会で、事業実施に対する環境影響を予測評価する上で、必要な調査項目をピックアップして、漏れがないよう議論しているので（事業者には必要な調査を）お願いしたい。もし、調査やっていたら、ぜひ旧評価書の調査時と現在は何が変わって、それで将来事業を実施するに当たっての方向性としてはどう変わるか、と言った点が明確に出てくれば、予測評価はもっと明確になるだろう。ただ、（事業の実施によって）それ以上に地表は変化すると思います。（自然山林から）人の住む場所が変わるわけですから、その影響は様々な点でかなり出てくると思います。これまで何が失われているか記述し、将来の予測評価も両方すると、こういうことですね。事業者には、できる限りデータを集めていただいて整理していただく。前との比較をして将来見通すということですね。

【委員】この大津市長意見の中のⅠ基本的事項の(9)に「住民が読むことを前提とした分かりやすい表現を用い、」とあるが、重要な指摘と思うので、どこかに反映していただきたい。また、この実施計画書は非常に判りにくい。例えば旧評価書の概要が間に挟まっていたりしている。実施計画書の目次だけでなく、その構造を図表等で表していただき、参照を付けた方が計画書全体の理解につながると思う。

【事務局】大津市長意見の基本的事項については、当然、事業者が配慮すべき環境アセスメントの常識的な事柄ばかりなので、審査会意見(案)に挙げなかったが、今後検討する。

【委員】人口減少の予測があり、また金融危機で住宅需要予測も大きく変わる可能性があるので、住宅の需要、需給のしっかりした評価が必要。住宅を造ったが売れないという事例が実際発生している。住宅需要予測については、次の環境影響評価準備書には必ず入れてほしい。

【事務局】事業の目的につながる部分であり、そのような評価も踏まえ準備書の記述記載を工夫するよう事業者に促す。

【委員】平成6年7月に公告した前回の評価書は添付書類的な取扱か。次の準備書には記載されない形になるのか。それとも準備書において、もう一回繰り返し記載されるのか。

【事務局】基本的には、前回の評価書の内容は資料編に記述していただく。現時点までの現況調査の結果、旧評価書における調査の概要も含めて記述することになる。これらのデータを踏まえ、本事業計画に伴う影響の予測評価を本編に記述していただくという形で指導していきたい。

【委員】ということは、平成6年の旧評価書から14、5年で変わった可能性のあるいろんな事象について、全部今度は準備書には出るということか。大気、水、廃棄物について、それぞれのは全部出てくるということか。

【事務局】それぞれの環境項目ごとに平成6年当時の評価書の概要と、そして現時点での概要、どういうふうに変ってるかは当然記述していただく形になる。

【委員】今の点は実施計画書116頁の表8.1.2の●、△、×をこの表のとおり認めるのか、それとも●をもっと増やすのかということに直接かわるのでは。

【委員】そういうことですね。平成6年の旧評価書作成時の大体の状況は把握する必要があると思う。その時のデータはやはり全部必要と思う。そのうえで、それ以降どのように変化したかと言った点は次の準備書で明確に記述してもらわないといけない。

【事務局】実施計画書116頁の表8.1.2において●印の調査は、今回の環境アセスメントで新たにあるいは再度調査する項目で、その調査結果については、当然準備書に詳細に結果を記述する必要がある。その中で旧評価書における調査結果と違う点についてはある程度準備書でまとめてもらえると思う。

△については、旧評価書の調査内容を基本とする項目であり、再度確認する項目も含んでいる。例えば景観でもう一回同じ位置、眺望点からの状況を確認するといった調査内容については、記述が必要。それ以外の項目については旧評価書の内容を基本とし、何らかの形でそれを記述する形で準備書を作成いただくこととなる。

全く印のない項目は旧評価書の段階でも非選定の項目であるので、特に新たに調査の必要性がないというものである。

×の項目については、旧評価書において評価したが今回は予測評価しない項目、例えば悪臭についてはインダストリアルパーク廃止によって影響がなくなったので×とした。しかしながら、旧評価書の結果は一定、判るようにしていただければと思っている。

【委員】大気環境も、この10数年間で道路環境が変わっている。現時点で評価すると、調査手法は旧評価書と同じでも適用する数値は違う。それを△にして、10数年前のデータを使うというのではだめなので、その点どう再計算されてどう評価するのか知りたいと思う。真野川の状況をよく調べてほしいという住民の方の意見もこの14,5年の間に状況に変化はなかったのか知りたいのだと思う。

【事務局】真野川の水質については、大津市が毎月測定し結果を公表しており、また大気は堅田局で測定しているので、直近のデータと当時のデータを比較し、それを現況調査として取りまとめ、今回の実施計画書に記述巢されている現況調査の項目を付加して、市の既存資料と現地データの比較や相関等の方法で、現況を整理していただくことになる。

【事務局】評価方法が平成6年から現在までに変わっている部分については、新しい評価方法も照らし合わせ、もう一回データを整理し、再評価するのは必要であると考えている。真野川の話では、平成6年から現在までに周辺の様子もかなり変わっている。今回、真野川への影響も含めて審査会意見(案)の中に、反映しておりますので事業者側でも考えて予測評価していただけるものと考えている。

【事務局】不完全な表現や判りにくい点も審査会意見(案)の中にはたくさんあったので、委員のご意見を踏まえ、意味が明確になるよう文案を考え直したい。

【委員】例えば、実施計画書116頁の表で△の項目の中でも、既存の経時データの中から問題点を抽出するレベルで考えるものもあれば、やっぱりかなり●に近い再度調査を実施するようなレベルのものもある。この表を整理し、重点的なもの、例えば大気質等はそういうレベルのものであり、きちんと記述していただきたい。特に新しい道路を建設したり、周辺人口も増えており、交通量は10数年でどう変化したのかなど。△の項目の中でもレベル分けして、めりはりのある調査、予測評価を実施してほしい。

【委員】実施計画書116頁の表中、「動物」の「重機の稼働」「工事用車両の走行」の欄に何も印がないが猛きん類がいる場合に何も無いということはありません。準備書には、この点についてもきちんと予測評価していただかないといけません。

【事務局】猛きん類がもし生息していれば、重機の稼働や工事用車両の走行は影響を与えるので、影響受けないような対策の検討、そのため必要な調査というのはしていただけるものと考えている。

【委員】旧評価書の文化財の部分について、中谷遺跡は調査を実施し、その環境保全措置として移転すると記述してある。これはその後どうなっているのか。事業が凍結されていたため、現地にそのまま置いてあるのか。

【事務局】その点について、事業者より発言願います。

【事業者】先日、文化財保護課に確認したところ、一応埋戻しているということであり、問題はないと思う。現地において、どこに中谷遺跡があるのか発見するのが難しいとのことであった。

【委員】旧評価書に記述されている環境保全措置の内容はまだ有効な訳ですね。

【事業者】そう考えている。

【委員】旧評価書の内容が引き継がれているのであれば、準備書にもそう記述願いたい。

【事務局】基本的には現在の調査、予測評価を主とし、そこから漏れたもの、旧評価書の内容で記載が必要な事柄は改めて資料編に記述するという事で考えている。

【委員】ご欠席の委員（遊磨委員）の意見に、絶対大丈夫と議事録に掲載しない限り認めないという意味のものがある。これについて事務局はどう取扱うつもりなのか、ご意見いただきたい。

【事務局】環境保全対策として、個別に事業者が対応するのはかまわないが、工事の中止など、そういったことまで審査会意見(案)の中に記述するのは厳しい、環境保全措置に対する回答として難しいと考えていたので、その前段の趣旨については、審査会意見に反映したい。

【委員】委員が納得されていればよいが。審査会意見は合意のできるものにしてください。

【事務局】この意見案をまとめた段階で、ご欠席の委員とは個別に議論するつもりである。

【委員】審議会意見案11番の後半に仰木の棚田として知られる地域について、「それら地域の景観との調和についても評価し、必要な配慮をすること」と記述がある。現在、棚田は観光資源として流されつつあるものだと思うので、その棚田の環境影響評価に関する資料がもう少しあればと思う。

【事務局】主に事業予定区域の南側に棚田が点在していますが、事業予定区域は南側の縁が一番高く、棚田の景観への直接的な影響は少ないように思う。ただ、そのことを景観の項目の中で一定予測評価していただいたり、写真等の資料がもしあれば、準備書の段階で掲載するなど、閲覧者に分かりやすい予測評価をするよう事業者に指導していきたい。

【委員】審査会意見(案)の内容や記述方法について、もう少し詰める必要があると考えます。時間的な余裕はないが、再度審査会を開催するか、個別に御意見、御返事いただくかしたうえで審査会意見として回答することとしたい。

【事務局】知事意見の回答期限が12月1日なので、審査会意見(案)について本日ご欠席の委員にも御意見うかがい、修正した審査会意見(案)の内容をもう一度委員の先生方に見ていただく機会を設定しようと考えている。最終的な結果や中間報告、経過についても、随時メール等で連絡するという形式にさせていただきたい。